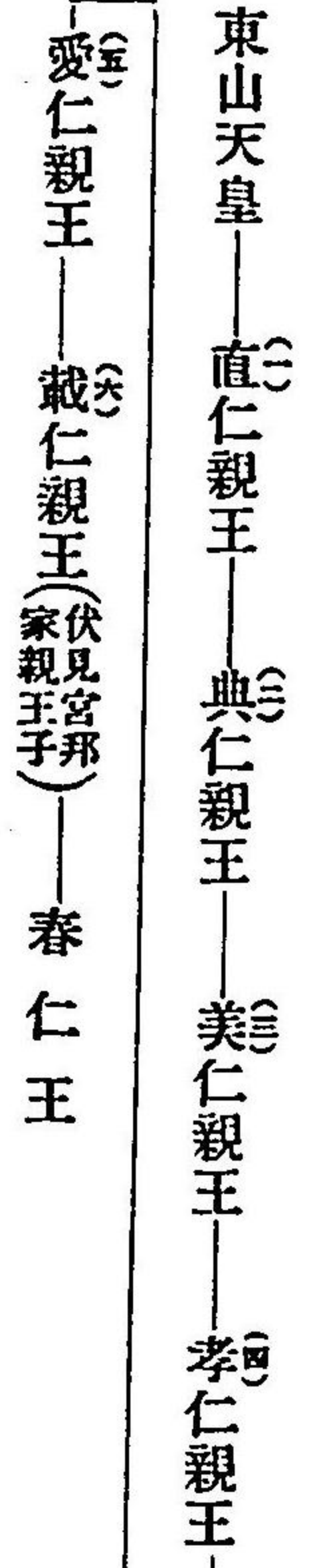


桂宮はもと八條宮常磐井宮京極宮とも稱す。右系譜の如く其の祖は正親町天皇の皇子陽光院より出て、陽光院の御子智仁親王八條宮と稱し、別墅を京

都桂の里に營みて住し給ふ。三代穩仁親王は、後水尾天皇の皇子を以て智仁親王の養子となり八條宮の後を承けて京極殿と號し給ふ。尋て靈元天皇の皇子作宮尙仁親王の後を承けて元祿二年常磐井宮と稱し給ふ。作宮早世を以て、代數に列せず。靈元天皇の皇子文仁親王作宮の薨後更に尙仁親王の後を承け京極宮と稱し給ふ。九代盛仁親王は光格天皇の皇子を以て文化七年公仁親王の後を承けて桂宮と稱し給ふ。十一代淑子內親王は仁孝天皇の皇女を以て承仁親王の後を承け給ひしが、明治十四年薨去の後斷絶す。

(四) 閑院宮



第二百八十二問 伊達騷動の顛末を問ふ。

答。萬治三年伊達氏の一門等幕府に請ひて陸奥守綱宗を隱居せしめ、其の子龜千代九代りて封を襲ぐ。年僅に二歳、寛文九年加冠して綱基と稱す。是より先、政宗の末子伊達兵部少輔宗勝及び政宗の孫田村右京亮宗良の二人並

は石盛高の如く取るべきを、百姓の作徳を慮り石盛高の内幾分を免して取るの義とし、凡例録にも石盛の當より幾分を免して取るの義とある是なり。此の法は五年若くは十年の租額を平均して之が租率を定め、年限を期して其の年期中には年の豊凶に拘はらず定免の租税を徴收するにあり。若し風水旱損等にて大損あれば、検見の上其の幾分を更に減除す。之を破免と云ふ。さて此の定免のことは、鎌倉室町兩幕府の頃に由來せしかども、其の法備はりて遍く之を施行するに至りしは、徳川吉宗の享保六年にあり。即ち教令類纂の享保六年閏七月の條に、年貢は百姓に得心せしめ追次定免に定むべし。但高免下免其の地不相應の所は改むべき旨を達せしことの見えたるにて知らる。蓋し定免取は検見人出役等の勞費なくして、田稻の收穫自由なるを以て、當時作人と共に尤も簡便なりとせし所なり。尙輕賤須知牧民金鑑等に定免の事見えなれば、是等にて詳にすべし。又検見取とは田地の作毛の豊凶を見分して、其の年の取箇を定むることを云ふ。古より水旱蟲霜等に由りて、作毛の損傷ある時は其の租を減免すること固より定法なれども、後世に至りて地租定額の設けなく、歳の豊凶を問はずして年々田地の作毛を檢視し

之が租率を定むるに至る。天正十四年豊臣秀吉は検見をなし其の三分の一を百姓に附して、其の二を收めしことあり。是即ち検見取の法なり。徳川氏の時に及びては遍く此の法を施行し、若し定免取に便ならざるものは改めて検見取となし、検見取に弊あれば復定免取と爲して、定免取と共に並用したり。此の検見取の法にも、有毛検見取とて、根取の標準もなく、上中下田の別もなく、一步の合毛を検算して一筆毎に之を合算し、作毛の多少に隨ひて取箇を定むるあり。又遠見取見取とて、地所遠隔し或は作毛同じき所に錯差せる耕地等の検見の費用多きものは、去年の取箇によるか若くは其の幾分を増減して定むるなどのことあり。

第二百八十五問 足高の制の説明。

答。從來徳川幕府の役員にして秩祿の其の職務の勞に相當せざる者に別には、別に官料を給すべき定めなりしが、尙原祿の多少あれば、職に堪へ難き者多し。よりにて吉宗は、先づ毎職の品秩に従ひて石高を査定し、任職者の家祿、其の職よりも劣りたる者には在職中其の不足の分を補給し、官料も又増損するの制を定め、其の職を罷むれば原祿に復することゝなせり。之を足高と

云ふ。是畢竟薄祿の者を才能によりて高職に任用するの制なり。即ち高家に
 して千五百石より以下の者ならば、皆千五百石に増し與へ、肝煎には別に官
 料八百俵を給し、書院番頭小性組番頭は四千石より以下ならば四千名高に
 なすが如くそれ／＼の足高定まるを得たり。此はもと小納戸大島以興の父
 守正(室直清)の申出によりて、享保八年六月始めて實行されしなり。當時の令
 には、諸役役柄不相應、小身面々、前々より御役料被定置被下候處、知行之高下
 有之故、今迄被定置御役料にては、小身の者御奉公續兼可申候、依之此度御吟
 味有之、役柄により、其場所不相應に、小身にて、御役勤兼候者は、御役勤候内、御
 足高被仰付、御役料増減有之、別紙之通相極候、此旨可申渡由被仰出候とあり
 しこと享保目録に見え、且別紙に増額の制をも載せたり。就きて見るべし。

第二百八十六問 八代將軍吉宗の米價下落に對する處置如何。

答 享保年間は豐作が續いた爲に、米價が暴落して米を資物として居る武
 士や農民は非常に大打撃を受けて困難しましたので、時の將軍吉宗公は米
 價問題には随分苦心して、米將軍と迄云はれた程で、種々の策をとられた。享
 保二十年十月に江戸と大坂とに令を出して、米一兩に付壹石四斗と定め、是

吉宗將軍の米
 價下落に關す
 る處置

吉宗將軍の産
 業獎勵

より安く買ふ者あらば、米一石より十匁の運上を出させることと定められ
 て、米價の安い間は此の規則を勵行せられ、又大坂や江戸へ地方から米の廻
 送を禁じまして、米相場の下るのを防いだのであります。

第二百八十七問 徳川吉宗産業獎勵の狀況承りたし。

答 吉宗は諸般のことに心を留めしが、亦産業にも大に注意せり。即ち松平
 綱紀に命じて庶物類纂を編せしめ、儒臣青木昆陽が建議を用ゐて甘藷を培
 養し食料に供すべきことを示し、且其の著書甘藷考を諸國に頒つ。又從來砂
 糖は支那より輸入し頗る高價なるを以て吉宗甘藷栽培の法を傳へ、濱の御
 庭に試養して其の製法をも考へしかば、寛政の頃には漸く諸國に多くなり
 て、製糖盛に行はるゝに至れり。又蠶を培養して蠶を取り、支那朝鮮より輸入
 せる藥材の高價にして、貧民の容易に服用し得難きを以て、人參を朝鮮より
 求めて之を培養し、其の他國土に適する藥種を繁殖せしめたり。以上の外吉
 宗が殖産興業に力を盡し、民福を増進せし例少なからず。殊に農は天下の大
 本なりとて勸農法を立て、農人の商を營むを禁じ、又田地の永代賣を許さず、
 富豪の兼併を止めて貧民の離散するを防ぎたり。當時二宮尊徳翁が勸農し、

吉宗米價下落に對する處置 吉宗の産業獎勵

佐藤信淵が農業の説を唱へしも亦此の頃を去ること甚だ遠ざからず、大坂堂島の米相場の制も此の將軍の時定まりしなり。

第二百八十八問 御定書百ヶ條の説明。

御定書百ヶ條

答。家康の頃より徳川幕府の法令は其の類多くなりて、次第に錯雜の患ありしかば、將軍吉宗は宿老松平乗邑をして、三奉行等と會議して之を校正合集せしめて十五冊となし、之を法度書と云ふ。又刑法の事も吉宗自ら之を蒐集して、小性磯野政武をして淨寫せしめ、宿老小老三奉行等に示して集議を加へしめ、四年を経て寛保二年に至り、始めて完成せり。之を御定書と云ひ、其の條件の百あるによりて一に御定書百ヶ條とも云ふ。其の後更に取捨する所あり、延享二年に至り之を淨寫して題名を公事方御定書と云ふ。蓋し公事は私事に對する詞なりしが、轉じて課役のことにも云ひ、後には訴訟裁判のことをも云ふに至れり。

第二百八十九問 上米の制の説明。

上米の制

答。幕府の倉廩窮乏して國用に不足を告ぐるに及び、享保七年將軍吉宗は此の財政の急を救はんが爲に、萬石以上の輩に石高壹萬石に對して米百石

宛を納めしめ、其の代に參觀交替の期を改めて在府半年を免せしことあり、之を上米の制とも上納米の制とも云ふ。但し職事ありて長く在府の者は此の課役を免されしが、斯る際に國用の萬一をも助けんとして同じく上納の命あるべく宿老より申請せしかば、幕府は是等にも其の數を減じ壹萬石高に百石宛上納すべきを三分の一だけ捧ぐることにせり。此のことは徳川實記享保七年の條に、御家人のかずも年々に増りゆき、租税もひかしくらぶれば滋息したりといへども、俸祿をはじめ、およその經費少からず、出入を較量すれば年々國用足らず、然れども今までは各城の米金を轉輸せられ急を辨ずるの御計ありしが、ことに至りては國費もさへがたきに及べり、これにより歴朝の例なしといへども、新に萬石已上の輩米さへぐべき旨命ぜらるゝなり、さなくては御家人の俸祿めしはなさるゝの外なければ、壹萬石の高より米百石の定をもてさへぐべし(中略)よて在府半年を免さるれば、封地に休らふべし云々とあるにて知らる。斯くて享保十五年に至りて幕府の國用おほやう調ひしを以て上納米の制を翌年より廢すべきことを介し、之と同時に參觀交替をも亦舊制に復したり。

御定書百ヶ條の説明 上米の制の説明

第二百九十問 和蘭學の起原承りたし。

答。和蘭人來りて我が國人と通商を營むに及びては、交際上通譯の必要を生じ、やがて之を以て職とし子孫に傳ふる者あるに至る。此のことは先民傳に高砂長五郎、肝付伯左、石橋莊助、秀島藤左、名村八左、其始在平戶、掌荷蘭之傳語。寛永十八年夏四月、官以平戶荷蘭館移于崎港。高砂等亦以譯相從而來。今猶有子孫食其職者、不爲不盛崎之有蕃譯始于五民云々とあるにて知らる。而して和蘭學の端緒を開きしは新井白石にして、之が講習の道を始むるに至りしは青木昆陽なりとす。即ち蘭學階梯の例言にも、和蘭の學は青木昆陽先生より始まりて、吾輩其の餘教を奉じ、専門醫術の書を翻譯せんがために事を發し、二三の同好士と會業の社を立つ云々とあるが如し。初め白石は寛文元年蘭人の獻ずる所の萬國輿圖に就き、其の地理風俗を問ひて西洋紀聞を著はし、尋て正徳二年更に和蘭の貢使に就き、各國の形勢等を論じて采覽異言を著はせり。是實に洋學を唱道せし嚆矢なり。斯くて將軍吉宗も天文學を好み、長崎の人西川如見が天文算術に長ずるを聞き、召して之を問ひ、尋て如見が蘭書を講せんことを請ふに及び、耶蘇教に關せざるもの、外は之が講説

和蘭學の起原

昆陽

西川如見

を許し、又蘭人の著書を見て圖書の精密なるに感じ、青木昆陽と醫員野呂玄丈とに命じて其の書を讀ましめ、延享元年昆陽を擢んじて評定所儒者とし、長崎に往き蘭人及び譯官に就きて蘭書を講習せしめたり。蘭書の講習茲に始まる。斯くて昆陽業成りて江戸に歸り、大に蘭學を起さんとせしが、偶吉宗薨ずるに及びて之を止む。幾ばくもなく小濱の侍醫杉田玄白、官醫西玄哲に就き、和蘭流の外科を學びて其の業を授かり、尋て寶曆十年昆陽も亦平素見聞する所を集録して昆陽漫錄を著はし、又蘭文字略和蘭話譯等の書を著はして益、和蘭學を唱ふ。其の後明和八年中津の人前野良澤、昆陽に就きて蘭書を修め、且長崎に赴き、西善三郎、吉雄、幸作等によりて蘭書を究め、又杉田玄白も始めて蘭書人身内景圖説を購ひ、桂川甫因、中川順庵等と反覆討論し、安永四年始めて其の翻譯を成效す。之を解體新書と云ふ。是蘭書翻譯の嚆矢なり。斯くて蘭學の講習年と共に盛に赴き、幕府が安政三年蕃書調所を建立し、西洋學を專修せるに當りても専ら蘭學なりしが、萬延の頃より更に英佛獨語學を置き、是等の語學日々に進行するに及びて、蘭學は大に衰ふるに至れり。

第二百九十一問 寛政の改革の大略如何。

和蘭學の起原 寛政の改革

答。此の改革は老中松平定信の施政に出づ。定信は田安宗武の子なり。出て松平氏を繼ぎ白河の城主たりしが、將軍家齊就職の初め、其の賢明を聞き、擧げて老中とし、庶政を輔けしむ。是に於て定信家齊を輔けて改革の任に當れり。其の施政の重なるものは左の如し。

- 一、風俗の矯正 定信老中となりし年、天明七年より諸勝負の禁を下し、女子の裝飾及び玩弄物の奢侈を戒め、草紙・錦繪の禁を嚴にし、男女入込の湯屋を禁止するなど、風俗に關する禁令を施行せり。
- 二、武藝の獎勵 定信は尙武の風の既に廢れたるを見て、駒場野の追鳥狩、小金原の鹿狩及び流鏑馬相撲等を催し、以て武道を獎勵せり。
- 三、財政の整理 當時漸く奢侈に流れ、財政頗る困難となりしを以て、痛く節儉を行ひて下を率ゐ、諸侯をして其の在府の人數を減じ、高萬石に付き五十石の割を以て、寛政二年より五ヶ年間、各領邑に於て備荒貯蓄をなさしめ、又旗本諸士の寛政二年より六年前の借金は、總べて棄投せしめ、以て其の窮乏を救へり。
- 四、幕府の學を定む 伊藤仁齋の復古學、荻生徂徠の古文辭等唱道されしよ

り、四方の學者己の欲する處に従ひて各自之を固守して、統一する所なかりしかば、定信は柴野栗山、岡田寒泉など當時の儒者を登用し、林大學頭等と共に之を議して、朱子學を以て幕府の學問と定め、遂に他の學派を禁じたり。世に之を異學の禁と云ふ。

第二百九十二問 異學の禁の説明。

答。異學とは徳川時代に朱子學を正學となし、より之に對する他の儒學の稱なり。此の講習を禁止するを異學の禁と云ふこと前問の答の如し。さて徳川幕府は世々朱子學を奉ぜる林家をして天下の文教を主らしめしかば、其の勢力頗る大となりて、朱子學は宛も官學の如くになれり。是に於て林家の一派は自己の奉ずる所を以て正とし、他の學派を以て異となして之を排斥せんとするの傾向あり。されば熊澤蕃山の陽明學を主唱するや、林家の門人は之を邪教と評し、山鹿素行の朱子學を駁するや、忽ち爲に罪せられしが如き、又林家の爲に忌まれしに因る。然れども文運復興の後を承けて或は伊藤仁齋の復古學、荻生徂徠の古文辭等唱道せられし以來、四方の學者己の欲する所に従ひて各自之を守りしかば、松平定信の執政となるに及びて之を

統一せんとし、林大學頭柴野栗山岡田寒泉等と共に議して朱子學を幕府の學問と定め、遂に他の學派を禁ぜり。其の禁を林大學頭及び柴野栗山等に命ぜしことは憲法部類を引きて續徳川實記に、朱學之儀者、慶長以來御代々御信用之御事にて、已に其方家代々、右學風維持の事被仰付置候得者、無油斷正學相勵、門人共取立可申筈に候。然所近頃世上種々新^〇規^〇之^〇說^〇をなし、異^〇學^〇流行、風俗を破候類有之、全く正學衰微之故に候哉、甚以不相濟事に而候、其方門人共之内にも、右體學術純正ならざるもの、折節者有之様にも相聞、如何之事に候、此段聖堂御取締嚴重に被仰付、柴野彦介、岡田清助儀も、右御用被仰付候事に候得者、能々此旨申渡し、急度門人共異學相禁じ、猶又不限自門他門に、申合正學致講究、人才取立候様、相心掛可申候事とあるにて知られたり。

第二百九十三問 心學の説明

答。心學とは通俗の語を用ゐて神佛儒の三教を一致し、孝悌忠信の道を説きて、目に一字をも識らざる者を教へてよく實踐せしむるを主とするにあり。此の學は丹波の人石田梅巖を以て開祖とす、梅巖享保の頃京都にて之を開きしが、其の門人に手島堵庵、中津道二、芝田鳩翁等輩出し一時大に起れり。

堵庵は京都の商人にして家名近江屋源右衛門と稱し、梅巖に師事す、堵庵家道豊裕なりしを以て、道を講じて少しも束修を受けず、盛に天下に傳播せしかば、其の名高く車夫馬丁に至るまで先生と呼ぶに至る。道二も亦京都の人にして初め織物を業とせしが、梅巖に學び後江戸に來りて毎夜心學道話を講話し、聽衆日々に多く、寛政の頃神田相生町に舍を設け、會日を定めて講話せり。實に心學の隆盛となりしは此の二人の力によると云ふ。

第二百九十四問 大日本地名アトイヤの由來を問ふ。

答。江戸幕府の中世、天明寛政の交、露西亞は既に西伯利亞を經略して、カムチャッカ半島に伸び、更に千島を蠶食して其の足跡を擇捉島に印するに至りぬ。されば幕府も北邊經營の要を感じ、警備の策を立てしが、其の方針に一光明を與へたりしは、近藤重藏等の探檢となす。重藏屢、北地に出入し、寛政十一年國後に航し、明年終に擇捉に渡り、土人を安撫し、漁場を開き、専ら我が徳化の普及に力めたり。此の時露人標柱を建て、境界を表せしものありしを抜きて大日本恵土呂府の標を建てたりと云ふ。其のエトロフは島の中央北岸なるエトロフの地なるべし。然れども此の木標不幸にして傳はらず、今函館

中學校に「大日本地名アトイヤ」の木標を保存す。よりて人或は重藏が建てし「大日本惠土呂府はアトイヤ」の誤ならんと云ふ。然れども、こは別物にして、必ずしも一柱とは限らざりしなるべし。アトイヤは島の東北角に位す。重藏の同行者水戸藩士木村謙次の書きしものなりと云ふ。萬延文久の頃仙臺藩士の此の島に在勤したりし者、其の朽ちたるを憾み、新に建て代へたり。今日に傳はれるものは實に是なり。要するに露人南下の勢を遮ぎりて、彼が吞噬の厄を免れしは、此の木標樹立に因すと謂ふべし。

第二百九十五問 外國船擊攘令の由來承りたし。

答。文化元年ロシアの使節レナノットは仙臺の漂民四人を送り、長崎に來りて交易を求めたり。されど幕府は之が許可を與へざりしかば、是よりロシア人の擇捉島に入寇すること繁々、文化五年には英國の船和蘭の國旗を掲げて突然長崎港に闖入して、頗る狼藉をなし、尋て英人屢來航して互市を請ひ、時に常陸大津濱及び薩摩寶島に上陸して亂暴をなせしより、益世の中の紛擾を生ずるに至れり。是に於て幕府は文政八年二月を以て遂に外國船打拂の令を下せり。抑も外國船擊攘のことに就きては、寛政三年九月幕府先づ

外國船擊攘令



大日本地名アトイヤの木標

寛政十二年近藤重藏チカカズ捉島トビ薬取ヤクの一角カムイワヅカナイの高丘に木標を建て同行の者水戸藩士木村謙次をして大日本地名アトイヤと大書せしむ。爾後幾多の春秋を経て其標木も雨露に朽ちたれば萬延文久の頃仙臺藩士の此の島に在勤せる者之を遺憾なりとして新たに建て替へたる者即ち此の寫真版に收むる所なり。此の標木今は函館中學校に保管せらる。

外國船漂流取計方の議を萬石以上に令す。即ち外國船來らば其の目的を質し戰意あらば撃ち拂ふべきを以てし、更に文化三年正月ロシア人漂流の件に就き、ロシア船の難風に遇ひて漂流し、食物薪水に乏しくして歸帆し難きさま偽なくば、其の品を與へて速に歸帆せしむべし、いかに申とも上陸し、いかに諭すとも拒みて歸帆せざれば、異議に及ばず建白に及ばず打ち拂ひて後に申し出づべしと令せしが、遂に此に至りて此の撃攘令を發するに及びしなり。其の文に曰く、南蠻西洋の儀は、御制禁邪教之國に候間、以來何れ之浦方に於ても、異國船乗寄候を見請候はゞ、其所に有合候人夫を以て有無に不及一圖に打拂ひ、逃延候はゞ、追船に不及其儘差置、若押而上陸致候はゞ、搦捕又は打留候而不苦候略中尤、唐朝鮮琉球などは、其船形人物を可見分候得共、荷蘭陀船は見分も相成かね可申、右等之船萬一見損相誤候共、御察度は有之間敷候間、無二念打拂を心掛、圖を不失様取計候處專要之事に候條、無油斷可破申付候と、又國々の回航漁船などの海上にて外國と親むことをも禁ぜり。此の前者の令を文政令に對して世に寛政令文化令と云ふ。

第二百九十六問 天保の改革の大略。

外國船撃攘令の由來 天保の改革の大略

答。此の改革は主として老中水野忠邦の行ふ所なり。忠邦はもと肥前唐津城主なりしが、文化十四年寺社奉行となり、程なく遠江濱松城主に轉じ、天保五年老中となる。將軍家齊の薨じて家慶の將軍となるに及び、忠邦乃ち天保九年閏四月を以て、三年間嚴重に諸事を省略すべきを令す。是改革の濫觴なり。尋て櫛笄、煙管、煙草入などに金銀を用ゐる祭禮に華美をなす等を禁じ、又僧尼等の徒弟を集め、町家にて女淨瑠璃人形を以て見物人を集むるなどを禁ず。斯くて金銀の器具を金銀座に買收して貨幣大判を改鑄するを令せしが、十二年に至り更に改革の新令を發して、専ら享保寛政の勤儉尙武の俗に復せんとせり。是より足輕の絹羽織を着し、在方の狂言相撲、歌舞伎、淨瑠璃を禁じ、異様の頭巾、富突、女髮結、博奕、文身、好色類の錦繪本、人情本の出版、發賣等を禁じ、柳亭種彦爲永、春水等著述の小説の版木を焼き、寺子屋に命じ習學の傍、男子には庭訓往來、實語教、大學、小學を女子には女今川、女戒、女孝經の類を授けしめたり。是等實施の厲行極端に過ぎ、上下の怨を買ふこと甚だしくして、終に職を罷られ、其の效を奏することを得ざりき。

第二百九十七問 寺田屋騒動の顛末。

答。文久二年の頃に至りては、志士の外人を忌み且幕府の處置を憤り、遂には脱藩して浪人となり、尊王攘夷を唱ふる者次第に多くなり、薩州藩士も亦境を出て、之に應ずる者少からざりき。されば島津久光は、幕政の非なるを歎じ、皇威の振張と幕政の改革との爲に京都に出て、奏上し、且江戸に赴きて建議する所あらんとし、此の年三月數百人の兵士を従へ、播磨に到りしに、浪士清川八郎、平野國臣等二百餘人之を待ち受けて、遂に久光に面會し、幕府近況の非政を罵詈訾し、大阪二條彦根の三城に據りて海内に號令し、以て外夷を滅さんことを要請せり。久光其の辭色の烈しきを見て之を慰諭し、共に大阪に至りて薩藩邸に留め、自らは四月十六日入京して、前右大臣近衛忠熙等に面會し、浪士等の所思を陳べ、且意見をも建白せり。時に朝廷にては、此の浪士等の實況を聞き、久光をして滯京鎮撫せしめんとし、給ひ、久光も之が爲に盡す所あらんとせしかば、浪士等は久光の遂に頼むべからざることを憤り、長州人と謀りて、關白藤原尙忠、所司代酒井若狹守(忠)を襲はんとし、此の月二十三日筑後人眞木和泉守(保)、薩摩人有馬新七都合六十餘人薩藩邸を脱して

伏見に赴きぬ。久光乃ち從士を遣はし之を諭さしめしが其の聽かざるを以て從士は有馬新七等八人を斬りて其の餘を鎮壓し事僅に治まるを得たり。此の時伏見奉行所及び八幡山崎等守備の士は浪士の動搖を見て其の暴發せるものとし大に周章狼狽せりと云ふ。世に之を寺田屋騷動と云ふ。

第二百九十八問

上古より徳川時代に至るまで人口増加の模様如何。

答。我が國の人口統計は徳川時代以降は稍精確となりましたが其の以前は不明で確かな事は知れませんが歴史地理第二卷第八號に掲載してある喜田貞吉氏の日本地理講義によりて其の概數を次に擧げて置きませう。

日本古代の人口

推古朝 約四百八十萬人

奈良朝 約五百萬人

平安朝 約八百五十萬人

徳川時代(享保十七年調べし)

二千六百九十二萬二千人

第二百九十九問 種痘法の傳來を問ふ。

答。種痘法の我が國に傳はりし始めは徳川將軍吉宗の時なり。初め延享二

種痘法

年四月支那杭州の人李仁山なる者長崎に來り、明年の春専ら種痘を施したりき。是支那種痘法の入りし始めにして實に我が國人種痘法あることも之を始めとなす。天保弘化の交に至り種痘法のこと我が國にも知らるゝに至りしかば鍋島齊正は弘化四年七月其の醫員檜林宗健をして牛痘苗を和蘭に求めしめき。斯くて翌嘉永元年始めて牛痘苗至りしも發痘せざりしかば、明年再び之を輸入せしめたり。新痘苗は感受甚だ善良齊正乃ち之を子女に種うるに皆好果を收めぬ。是和蘭種痘法の嚆矢とす。既にして宗健は善良の痘種を撰びて諸方に分與し、又書を著はして其の法則を述べしより牛痘の苗天下に普及するに至れり。或は云ふ。是より先松前の人中川五郎治の擒はれて露西亞に在るや偶官醫の種痘法を見て之を學びしが、後歸るに及びて松前侯に仕へ、天保年中屢之を施術したりきと。

第三百問 徳川時代の重なる關所は何處なりや。

答。徳川時代の關所は幕府が自衛上要所々々に配置して警固をしたものである。而して時によりて増減はありましたが、今諸國御關所書付によりて重なるものを擧げますれば、次の通です。

徳川時代の關所

日本古代の人口 種痘法 徳川時代の關所

- | | | | |
|-------------------------|-------------------------|------------------------|------------------------|
| 箱根 <small>(相模)</small> | 根府川 <small>(相模)</small> | 今切 <small>(遠江)</small> | 氣賀 <small>(遠江)</small> |
| 劔熊 <small>(近江)</small> | 山中 <small>(近江)</small> | 柳瀬 <small>(近江)</small> | 中田 <small>(武藏)</small> |
| 松戸 <small>(武藏)</small> | 市川 <small>(武藏)</small> | 小佛 <small>(武藏)</small> | 川俣 <small>(武藏)</small> |
| 關宿 <small>(武藏)</small> | 大渡 <small>(野上)</small> | 大笹 <small>(野上)</small> | 猿原 <small>(野上)</small> |
| 五科 <small>(野上)</small> | 碓氷 <small>(野上)</small> | 横川 <small>(濃信)</small> | 福島 <small>(濃信)</small> |
| 關川 <small>(後越前)</small> | | | |

第三百〇一問 安宅の關の位置如何。

答 安宅の關址は加賀國能美郡安宅町にあります。其の海岸は年を経るに従ひだんぐと陥落して海となり。其の舊陸地は昔し奥州への通路になつて居て關を設けて通行の人を檢査したので、源義經も奥州へ逃れた時此の地を通つたことが義經記にあります。然し事實如何でありませうか。吾妻鏡には美濃尾張の間を通つて奥州に至つたことがあるのみで、加賀へかゝつたことは一向見えません。又此の關址は今日では二三里の海中にあるとのこととあります。

第三百〇二問 維新前に於ける栗田宮・聖護院宮とは如何なる御方なり

關 河 白
(戰 所 卷 五 第 繪 聖 通 一)



や

答。粟田宮は即ち中川宮のことにして後の久邇宮朝彦親王を云ふ。宮は後桃園天皇の猶子伏見宮第十八代貞敬親王の御子にして母家は鳥居小路氏なり。文政七年正月二十八日誕生富宮と稱す。天保七年仁孝天皇の御養子となり。同八年親王に叙せられ名を成憲と改め給ふ。翌年一乘院に入り落飾して名を尊應と改め更に青蓮院に入りて名を尊融と改め給ふ。偶幕府安政の大獄を起すに當り其の累遂に親王に及びて安政六年十一月蟄居し給ふに至りしが既にして復青蓮院に還住し文久三年復飾して名を朝彦と改め中川宮と稱し尋て賀陽宮と改稱し給ふ。文久三年石清水行幸の擧あるや宮痛く之を配慮し奉り又當時世人の嫌疑を避け給ふこと愈深くして閉居の有様に過ごし給ひしが六月突然自ら攘夷先鋒たらんことを奏請し給ひしかば朝廷長州藩に戮力して攘夷の實を全ふすべきことを命じ給ふ。斯くて後筑後の人眞木和泉長州藩家老益田彈正等連に攘夷御親征の議を唱道し中納言三條實美等も亦之に賛せしが當時廷臣諸侯の間には其の可否に就き議論區々として爲に容易に之が下命あるに至らざりしも三條中納言眞木

益田等主として御親征論に狂奔し、志士の之に化せらるゝ者漸く多くなれり。宮は此の形勢を見て深く之を憂ひ給ひしかば、國事掛等却つて宮を忌みて其の京都を離れ給はんを欲し、遂に宮の鎮西大使として派遣せられん事を朝廷に奏上するに至る。尋て親征の議次第に切迫し、傳奏飛鳥井雅典は大和行幸の勅命を傳へたり。是に於て薩州藩士高崎左太郎會津藩士秋月備次郎等相謀り、過激家の陰謀を述べて宮の英略を請ひしかば、宮は參内して御親征の議の重大なるを奏し、且過激者が聖旨を矯めし御處分をも請ひ奉り給ふ。是より京都の形勢俄に一變して、長州藩士は其の禁衛を解かれて退京を命ぜられ、三條實美以下朝臣七人の京都落あるに至る。斯くて宮は朝政に參與し、後國事掛（文久二年九月既に國事扶助となり給ひしことあり）となり給ひしが、慶應三年十二月攝政關白征夷大將軍等を廢せられて總裁議定參與の新職を置かるゝに及び、宮も亦職を免ぜられて朝參を停めらる。翌明治元年八月宮異圖あり、朝廷乃ち養子を停めて其の官位を褫ぎ之を安藝藩に幽し給ひしが、三年閏十月其の罪を宥して伏見宮に復歸せしめ、終身祿三百石を賜はり、八年更に養子親王をも復して久邇宮を稱せしめ給へり。斯くて二十四年十月薨去し給ふ。年六

七層京都落

十八、聖護院宮は光格天皇の御猶子伏見宮第十九代邦家親王の御子にして母家は上野氏なり。文政四年正月二十六日誕生。祖父貞敬親王の子となり多嘉宮と稱す。天保二年光格天皇の御養子となり、同三年親王に叙し、聖護院に入りて落飾し名を雄仁と改め給ふ。明治元年正月朝廷宮をして復飾せしめ、尋て名を嘉言に復し、改めて二品に叙し、更に聖護院宮を稱せしめ給ふ。此の年八月薨去。年四十八。

第三百〇三問 日本赤十字社の起因を問ふ。

答。敵に臨むに仁愛を以てするは、實に赤十字事業の精神にして、又我が武士道の精華なり。我が日本赤十字社の成りしは、漸く明治の昭代に入りて後なりと雖も、其の精神の由來する所甚だ古し。神功皇后の將に三韓を伐たんとし給ふや、三軍に令し、自ら服する者を殺さざらしめしが如きは、實に其の最も早く正史に現はれしものにして、儒佛の思想の未だ輸入せられざりし時に當りて此の事あるは、其の我が固有の美德に出づと云ふも又可ならずや。文祿征韓の役後にありても、亦島津義弘は碑を高野山に建て、陣歿せる將士の靈を祀り、併せて敵の追福を修め菩提を弔ひたり。其の敵味方の間に

日本赤十字社

日本赤十字社の起因

益田等主として御親征論に狂奔し、志士の之に化せらるゝ者漸く多くなれり。宮は此の形勢を見て深く之を憂ひ給ひしかば、國事掛等却つて宮を忌みて其の京都を離れ給はんを欲し、遂に宮の鎮西大使として派遣せられん事を朝廷に奏上するに至る。尋て親征の議次第に切迫し、傳奏飛鳥井雅典は大和行幸の勅命を傳へたり。是に於て薩州藩士高崎左太郎會津藩士秋月悌次郎等相謀り、過激家の陰謀を述べて宮の英略を請ひしかば、宮は參内して御親征の議の重大なるを奏し、且過激者が聖旨を矯めし御處分をも請ひ奉り給ふ。是より京都の形勢俄に一變して長州藩士は其の禁衛を解かれて退京を命ぜられ、三條實美以下朝臣七人の京都落あるに至る。斯くて宮は朝政に參與し、後國事掛（文久二年九月既に國事扶助となり給ひしことあり）となり給ひしが、慶應三年十二月攝政關白征夷大將軍等を廢せられて總裁議定、參與の新職を置かるゝに及び、宮も亦職を免ぜられて朝參を停めらる。翌明治元年八月宮異圖あり、朝廷乃ち養子を停めて其の官位を褫ぎ、之を安藝藩に幽し給ひしが、三年閏十月其の罪を宥して伏見宮に復歸せしめ、終身祿三百石を賜はり、八年更に養子親王をも復して久邇宮を稱せしめ給へり。斯くて二十四年十月薨去し給ふ。年六

十八、聖護院宮は光格天皇の御猶子伏見宮第十九代邦家親王の御子にして母家は上野氏なり。文政四年正月二十六日誕生。祖父貞敬親王の子となり、多嘉宮と稱す。天保二年光格天皇の御養子となり、同三年親王に叙し、聖護院に入りて落飾し名を雄仁と改め給ふ。明治元年正月朝廷宮をして復飾せしめ、尋て名を嘉言に復し、改めて二品に叙し、更に聖護院宮を稱せしめ給ふ。此の年八月薨去。年四十八。

第三百〇三問 日本赤十字社の起因を問ふ。

答。敵に臨むに仁愛を以てするは、實に赤十字事業の精神にして、又我が武士道の精華なり。我が日本赤十字社の成りしは、漸く明治の昭代に入りて後なりと雖も、其の精神の由來する所甚だ古し。神功皇后の將に三韓を伐たんとし給ふや、三軍に令し、自ら服する者を殺さざらしめしが如きは、實に其の最も早く正史に現はれしものにして、儒佛の思想の未だ輸入せられざりし時に當りて此の事あるは、其の我が固有の美德に出づと云ふも又可ならずや。文祿征韓の役後にありても、亦島津義弘は碑を高野山に建て、陣歿せる將士の靈を祀り、併せて敵の追福を修め、菩提を弔ひたり。其の敵味方の間に

差別を設けず、一視平等なるは獨り島津氏にのみ見るべきにあらず。斯くの如く戰に勇にして、敵に仁なる精神は、二千餘年の涵養を経て、終に日本赤十字社の成立を見るに至りしなり。初め明治四年兵部省に軍醫寮を置くや、西歐諸國の赤十字事業を傳聞し、其の制度を我が國にも實施せんとせし者ありしが、當時未だ詳細なる條規を知らずして止み、後政府の陸軍の徽章等を定むるに、假に白地に赤色の一横線を以て衛生部の章に擬せしに留りぬ。既にして八九年の交に至り、其の事の明かに知らるゝや、醫官中或は赤十字同盟に加入の要を説く者あり、別に赤十字社の設立を期する者さへ出づるに至れり。茲に澳國公使として親しく赤十字に關する事物を視察したりし佐野常民實に其の首唱者たりき。會西南の役起る。戰鬪甚だ激甚、死傷者の數亦頗る多し。常民乃ち大給恒と謀り、同志の士を募り、一の救護團體を組織し、名けて博愛社と云ふ。陸軍衛生部の下に在り、救護員を熊本に派遣して彼我傷病者の救療の事に當らしめき。之を日本赤十字社の濫觴とす。斯くて變亂平定せし後も、社の事業は繼續せられて、漸次之を擴張し、十九年十一月終に帝國政府の赤十字同盟に加はるに及びて、其の名を改めて茲に日本赤十字社

と稱し、瑞西ゼネラツなる萬國赤十字中央社に加盟するに至れり。

第三百〇四問

現存の南都大佛殿は何時頃の製作なりや。

南都大佛殿

答。聖武天皇が御建立になつた最初の大佛殿は、治承四年平重衡の兵燹に罹りましたのを、文治三年に其の再建を企て、建久六年に落慶供養を行はれました。此の鎌倉時代建立の大佛殿も、永祿十年松永久秀の亂によつて焼亡しました。其の後百數十年間、大佛は姑息の修理で、露佛ヌレボツクの儘で置かれて居たのを、徳川時代になり、五代將軍綱吉公の初め、東大寺龍松院の公慶上人が、其の再建を企て、貞享元年に事業に着手し、同二年十一月二十九日再建の式を挙げ、元祿元年四月二日、新初の式行はれ、同十年四月十五日立柱式を行ひ、寶永二年閏四月十日上棟式が行はれました。而して其の全く完成したのは、寶永六年三月でありまして、再建事業に初めて着手せしより、前後二十六年の長歲月を要したのである。

第三百〇五問

國寶特別建築物の種別如何。

國寶特別建築物の種別

答。古社寺保存法によれば、社寺の建造物及び寶物類は歴史の證據、由緒の特殊、製作の優秀、美術の模範となるべきものを、或は保存建築物となし、或は

南都大佛殿は何時頃の製作 國寶特別建築物の種別

國寶となすの定にして明治三十年以後同三十七年に至る迄國寶となりたるもの種別を内務省告示に就きて見るに主として彫刻繪畫建築雜形美術工藝書蹟書籍等なり又古社寺保存建物は神社の本殿社殿重塔及び佛寺の本堂寺塔鐘樓鼓樓書院講堂經藏唐門回廊舍利殿繪殿大中小門金閣銀閣等なり尙委しくは内務省告示に就きて知るべし。

第三百〇六問 官國幣社に幣帛奉獻と官國幣社の區別如何。

答。幣帛はミテグラと云ひ之を神祇に奉獻するに布帛紙玉あり又兵器貨幣器物獸類をも進むるとありさて其の原は遠く神代にあり古事記神代の條に於上枝取著八尺勾瓊之五百津之御須麻流之王於中枝取繫八尺鏡於下枝取垂白丹寸手青丹寸手而此種々物者布刀玉命布刀御幣登取持而云々と見え日本書紀卷一にも下枝懸青和幣白和幣相與致其祈禱焉云々と見ゆ此の青和幣即ち青丹寸手は麻布にして白和幣即ち白丹寸手は木綿なり木綿とは楮皮にて織れる布を云ふ而して紙玉兵器獸物等を奉りしこと延喜式四時祭の條にあり貨幣を獻せしことは三代實錄にも見えたり又神祇官の神名帳に記載せられて祈年月次相嘗新嘗等の祭に預れる大小社は皆官社

なり此の官社にして神祇官より幣帛を獻ずるものを國幣社と云ふ官社のことは續日本紀寶龜三年の條に荒御玉命伊佐奈岐命伊佐奈彌命(皆伊勢度會郡にあり)入於官社と見え其の他日本後紀日本紀略續日本後紀文德實錄三代實錄等に屢散見す又延喜式四時祭の條には祈年祭神と國司祈年祭神との官國幣社を區別して其の大小社をも分てり明治初年神祇官の設置ありし間は古制に従ひて官より幣帛を獻じたるも其の廢止後は單に神社の一資格となりて大中小區別の四等に分たれたり尙委しくは延喜式古今要覽官國幣社一覽古事類苑神祇部等に就きて見るべし。

第三百〇七問 北清事變の償金分配方承りたし。

答。明治三十三年北清事變に就き列國公使會議が決定したる清國の列國に賠償すべき金額四億五千萬兩の分配方は各其の損害高の多寡に應じたるものにして露獨佛最も多く之に次ぐは英米日伊にして埃白又之に次ぎ最も少なきは蘭なりしが如し今東亞關係特種條約彙纂の其の凡數を記する所によれば露國は一億七千九百萬圓獨國は一億二千七百萬圓強佛國は一億六百萬圓英國は六千五百萬圓米國は五千萬圓日本は四千六百萬圓

伊國は三千萬圓、埃國は五百四十萬圓、白國は百二十萬圓、蘭國は百十萬圓なり。以上は日本貨幣の計算にして、總額六億一千七十萬圓となるも、之を清國海關兩に換算すれば、四億五千餘萬兩となる。此の元金償還は西曆千九百二年一月一日より始まり、千九百四十年即ち三十九箇年を以て終るべき條約なりと知るべし。

第三百〇八問 山陵及び名族の墓地所在を知るべき書籍三四を承りたし。

答。山陵には蒲生秀實著山陵志、細井知名同知慎合著諸陵周垣成就記、松下見林著前王廟陵記、林恕著御陵所考、北浦定政著打つ墨繩、津久井清影著聖蹟圖志、諸陵寮編陵墓一覽等あり。名族の墓地所在を記せる纏まりたる書籍は未だあらず。僅に諸國の地誌等に依りて其の望を遂ぐるに過ぎざるべし。又雜誌、見ぬ世の友は東都掃墓會の發行に係りて参照すべく、風俗叢報等諸種の雜誌にも亦散見する所あり。

第三百〇九問 大使と公使、總領事と領事との區別。

答。大使と云ひ公使と云ふも廣き意味の公使にて、職務に區別なきも、階級

山陵と墓地

大使公使總領事

の高下あると同時に特權上に於て各大に相違せる所あり。即ち大使は本國を代表するが上に本國君主の一身を代表するものにして、其の駐在國に於ては之が待遇を外國君主の駐在と同様にせざるべからず、隨つて大使は駐在國君主と直接に談判することを得、又新に著任したりし時には他の駐在公使を訪問することをも要せずして、反つて他の公使の訪問を受くる權利を有せるなり。其の他儀式の時に六頭馬車を使用することを得るなどの特權も有せる所あり。而して公使なるものは單に本國を代表するものなれば大使の如きは澤山の特權を有する必要なものなり。次に又總領事と領事とは外國にては總領事が領事を監督するの組織なる所もなきにしもあらざれども、我が國に於ては只階級の高下を示したるに過ぎざるなり。其の特權上に於ても爰に委しく特記する程の區別なきものと知るべし。

第三百十問 新舊兩曆の換算法を承りたし。

答。内務省地理局の編纂にして、明治十三年十二月に出版せる三正綜覽には、太陰曆と西洋曆とを相對比し、我が孝元天皇の元年より、明治三十六年即ち清の光緒二十九年回曆千三百二十一年西洋曆千九百三年に至るまでを

新舊兩曆の換算法

山陵と墓地 大使と公使總領事と領事 新舊兩曆の換算法

國儲と郡稻との別 三二七
 國分寺 三三三
 公驗 三三三
 金色堂 三三七
 御家人の性質 三三六
 御内書 三三六
 五山 三三六
 後醍醐天皇隆岐の行在所 三三六
 黒木鼻居 三三六
 近九二一 三三六
 御朱印船の由來 三三六
 石盛と石高 三三六
 五公五民 三三六
 御用部屋 三三六
 小性組 三三六
 米將軍 三三六
 國寶特別建築物の種別 三三六
 公使 三三六

サ、ザ

三種の神器の正説 三〇〇
 齊宮の意義及沿革 三〇〇
 三關 三〇〇
 在外職分田 三〇〇

三世一身法 三二七
 濟治院 三二七
 三戒壇 三二七
 齊院の意義及沿革 三二七
 三論宗 三二七
 里内裡 三二七
 三房 三二七
 雜掌 三二七
 佐々木高綱の墓 三二七
 雜訴決斷所 三二七
 三國司の始末 三二七
 砂糖の傳來 三二七
 堺港の發達 三二七
 三官使 三二七
 三奉行 三二七
 參觀交代 三二七
 山陵に關する書目 三二七
 總領事と領事との別 三二七

シ、ジ

諸家系圖彙解題 二六
 史籍彙覽解題 二六
 新群書類從解題 二六
 集古十種解題 二六

職官考解題 二六
 神代文字の有無 二六
 神道五部書解題 二六
 神道五部書脱辯 二六
 神道を知る其書 二六
 新撰姓氏錄解題 二六
 史籍年表の其書 二六
 人名辭書の其書 二六
 事物に關する書物を知る便法 二六
 社會事業人名辭書の要領を記せる其書 二六
 初齋院 二六
 神功皇后征韓の出發及歸着兩地點 二六
 聖德太子制定冠位十二階 二六
 私年號 二六
 神寺稅 二六
 監說 二六
 鑄錢司長官の職掌及起因 二六
 四度使 二六
 守戸 二六
 食封 二六
 侍侍 二六
 四部官 二六
 私田 二六
 職分田 二六

上代の遷都 二九二
 成功 二九二
 莊園の起原 二九二
 神宮寺 二九二
 柴野院 二九二
 將軍塚 二九二
 正倉院 二九二
 成實宗 二九二
 綜藝種智院 二九二
 親王の任國 二九二
 掾 二九二
 淳和院と雙學院との起原及兩院の別當 二九二
 准后の意義及起原 二九二
 上皇と法皇との別 二九二
 奉和の變の顛末 二九二
 准門跡 二九二
 四納言 二九二
 莊司 二九二
 莊長 二九二
 莊預 二九二
 兼殿造 二九二
 重仁親王の行衛 二九二
 新補地頭と本補地頭との別 二九二
 相國寺 二九二

壽福寺 二九二
 淨智寺 二九二
 淨妙寺 二九二
 式引付衆 二九二
 新編追加 二九二
 執柄家の呼稱 二九二
 四公六民 二九二
 七五法 二九二
 寺社奉行 二九二
 准國持大名 二九二
 准國持並 二九二
 齋院番 二九二
 四親王家の系譜 二九二
 心學 二九二
 種痘法の傳來 二九二
 種牛痘法 二九二
 七廻京都落 二九二
 聖護院宮 二九二
 白和幣 二九二
 新舊兩曆換算法 二九二

ス、ズ

管政友全集解題 二六
 隨筆の索引解題 二六

推古天皇の皇嗣に關する遺詔 二六
 鈴鹿關 二六
 出舉 二六
 受領と遙任 二六
 全集物の解題 二六
 先住種族 二六
 賤民 二六
 正稅使 二六
 征夷使の起原及沿革 二六
 征夷大將軍 二六
 攝官 二六
 施藥院悲田院の起因 二六
 踐祚と即位との別 二六
 是定 二六
 詔勅と繪旨との別 二六
 攝家門跡 二六
 宣旨掛 二六
 攝家家庄 二六
 背庭院流 二六
 關所 二六

ソ、ゾ

續國史大系解題	一六
續德川實記解題	一七
尊卑分脈解題	一七
續皇胤紹運錄解題	一七
續群書類從解題	一七
續史籍集覽解題	一八
存採書解題	一八
續々群書類從解題	一八
續燕石十種解題	一八
續群書一覽解題	一八
續日本異稱傳解題	一八
僧侶傳記の長書	一八
越國風土記解題	一八
續命院	一八
總社	一八
僧兵と宗門一揆	一八
袖御列物	一八
尊圓流	一八
大日本史解題	一七
大日本史三大特筆	一七
太平記解題	一七
大日本史料解題	一七

タ、ダ

大日本古文書解題	一七
大日本租稅志解題	一七
大日本農史解題	一七
大日本貨幣史解題	一七
大日本農運志稿解題	一七
高天原の所在	一八
田村皇子	一八
大計帳使	一八
大計帳	一八
大寶令と養老令との別	一八
大宰府の廢置	一八
檀林皇后の事蹟	一八
田村麻呂の塚	一八
對の屋	一八
田文	一八
彈正臺の語原	一八
亂職大夫	一八
太宰府の起原	一八
探題の語原	一八
大犯三箇條	一八
段鐘	一八
段鐘奉行	一八
大砲の傳來	一八
高山國	一八

大泥の位置	一七
煙草の傳來	一七
代官	一七
溜詰衆	一七
大名の官位	一七
大船製造の禁	一七
澤庵等の配流	一七
伊達騷動の顛末	一七
足高の制	一七
大日本地名アトイハ	一七
大日本惠土呂府	一七
大使と公使との別	一七
チ、ヂ	一七
地圖の長きもの	一七
舒明天皇の即位	一七
寺家の起原	一七
中宮と皇后との別	一七
除目	一七
重任	一七
調宣	一七
地下人	一七
貞永式目と新編追加	一七
長壽堂領の起原	一七

茶同朋
中大名
茶阿房の自出
定免取

ツ

司召除目
追捕使
黒甚

テ、デ

天壽解題
殿下敬稱の由來
調帳使
調帳
湖集使
湖集帳
田租の把束の分量
條里の制
天皇の院號
天台眞言弘布後諸宗の狀
天慶亂の年月
殿下渡領
天龍寺

天龍寺船の起原	一七
鐵砲の傳來	一七
貞享の書上	一七
手島塔燈	一七
天保の改革	一七
寺田屋騷動の顛末	一七
徳川實記解題	一七
東西の史部	一七
刀伊賊來寇の原因と其本國	一七
東福寺	一七
土役錢	一七
土倉役錢	一七
土佐國司一條家	一七
同朋	一七
童坊	一七
徳政の起原	一七
同心	一七
豊臣秀頼の最後	一七
徳川家康の學問獎勵	一七
銅版	一七
常磐井宮	一七
遠見取見取	一七

ト、ド

徳川時代の關所	一七
奈良大佛寸法を知る書目	一七
長崎貿易を知る書目	一七
那津	一七
侍侍	一七
中馬	一七
中先代の亂	一七
南朝三代説と四代説	一七
南朝和合條件	一七
南蠻寺の興廢	一七
七重八重の作歌者	一七
中島道二	一七
中川宮	一七
南都大佛殿	一七
日本帝國美術略史解題	一七
日本教育史資料解題	一七
日本戰史解題	一七
日本支那朝鮮往復文書を集めたる書目	一七
日本法制を知る書目	一七
日本の國號	一七

ナ

大泥の位置	一七
煙草の傳來	一七
代官	一七
溜詰衆	一七
大名の官位	一七
大船製造の禁	一七
澤庵等の配流	一七
伊達騷動の顛末	一七
足高の制	一七
大日本地名アトイハ	一七
大日本惠土呂府	一七
大使と公使との別	一七
チ、ヂ	一七
地圖の長きもの	一七
舒明天皇の即位	一七
寺家の起原	一七
中宮と皇后との別	一七
除目	一七
重任	一七
調宣	一七
地下人	一七
貞永式目と新編追加	一七
長壽堂領の起原	一七

新室の樂	三三三
熱蝦夷	三三六
日支兩國交通の始	三三一
女御	三三〇
錦鞋	三二九
二公一民	三二八
日本古代の人口	三二七
日本赤十字社の起因	三二六
ネ	
根の國の所在	三二五
年官年爵	三二四
野宮	三二三
ハ、ハ、バ	
伴信友全集解題	二八五
妣國	二八〇
軍人司	二七七
法相宗	二七四
法親王の由來	二七三
保元亂の結果	二七二
幕府の歴史	二七〇

坊の津所在及沿革	四九八
旗本奴	四九二
八條宮	四九〇
破免	四八八
蕃書調所	四八七
傳愛社	四八六
ト	
百家既林解題	一八八
悲田院	一八七
悲田處	一八六
非藏人	一八五
平假名の作と其變遷	一八四
檜樽	一八三
評定衆引付衆の職掌及沿革	一八二
飛騨國司姉小路家	一八一
秀吉の耶穌教禁令	一八〇
フ、ブ	
夫木和歌抄並索引解題	一六八
伏敵齋解題	一六七
佛敎の其書	一六六
風土記解題	一六五
風土記逸文解題	一六四

史部	八
不破關	三三三
藤原氏立后の始	三三二
藤原氏と鹿島香取二神宮	三三一
文殿の政治	三三〇
伴國夷囚の起原と其長の職掌	三二九
藤原道長の關白	三二八
藤原遷都の理由	三二七
補任御教書	三二六
藤原賴經と源氏との關係	三二五
分鏡	三二四
フオルモサ	三二三
文祿の檢地	三二二
伏見宮系譜	三二一
ハ、ハ、ベ	
平家物語解題	一八六
陸下敬稱の由來	一八五
別當の語原	一八四
ホ、ボ	
本期通鑒解題	一七四
本地垂迹説の起原	一七三
豐太閤征外新史解題	一七二

渤海國來聘の沿革	一〇一
菩薩説	一〇〇
本稱地頭	九九
北清事變償金分配方	九八
墓地に関する書目	九七
マ	
松屋鉦記解題	一六六
萬壽寺	一六五
松前氏の由來	一六四
町奴	一六三
町奉行	一六二
松平定信	一六一
コ	
三善清行意見封事の書目	二〇〇
御室の樂	一九九
御名代民の起原及沿革	一九八
水城	一九七
明神	一九六
宮門跡	一九五
源經信の事蹟	一九四
源經の最後	一九三
源通親の事蹟	一九二

都離家	四九
宰	四八
御教書と御内書との別	四七
水野忠邦	四六
幣帛	四五
ム	
棟別録	四四
メ	
名神と明神との別	四三
明德の亂の顛末	四二
モ	
木綿の傳來	四一
門跡	四〇
間注所の兩氏	三九
ヤ	
野史解題	三八
日本武尊薨去の年齢	三七
日本武尊薨去の場所	三六
東漢直駒	三五
東史部	三四

山背大兄王	二四四
四度使	二四三
四度の公文	二四二
養老令	二四一
筒一連	二四〇
洋書の解禁	二三九
ユ	
輪地子田	二三八
ユ	
黄泉國	二二九
細馬	二二八
麻布	二二七
川番	二二六
興力	二二五
寄合組	二二四
吉宗米價下落の處置	二二三
吉宗産業獎勵	二二二
ラ	
老中	二二一
リ	
九	二二〇

國史問答索引

陸軍歴史解題
 陵戸
 流外官
 令外官
 繪旨
 輪王寺宮御門跡系譜
 輪王寺宮御門跡と徳川氏
 領事と總領事

一七
 二六
 三六
 四三
 五一
 五三
 五七

歴史地理を知る書目
 曆の始
 六衛府
 六波羅の器原
 六波羅密寺
 六分一殿
 六人衆

三三
 三四
 三五
 三六
 三七
 三八
 三九

王朝時代文集の書目
 海神國
 渡黨
 和銅開環
 綿一屯
 梳版振舞
 若年寄

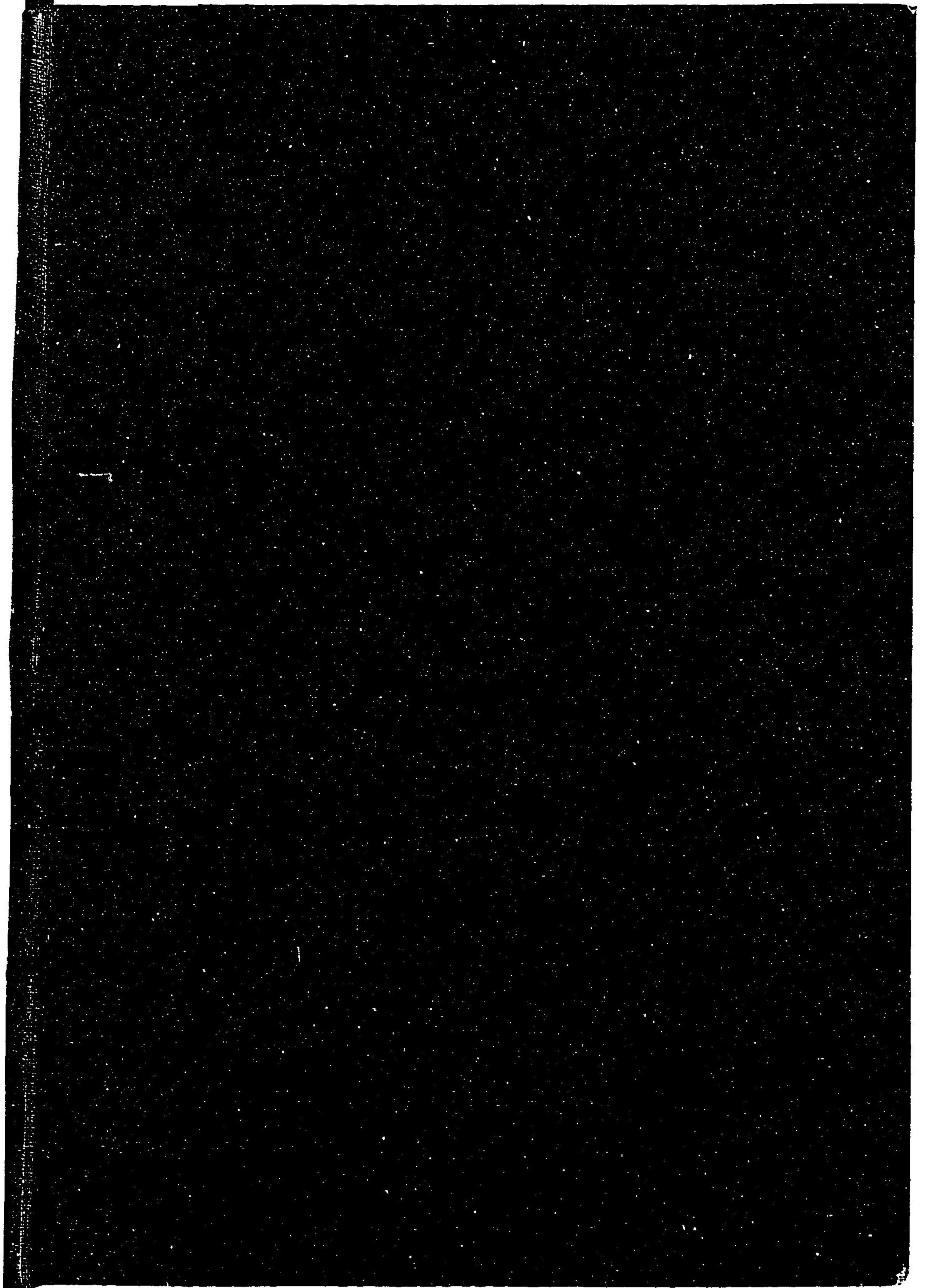
四〇
 四一
 四二
 四三
 四四
 四五
 四六

國史問答索引終

328
296

328
296

328
296



328
296

000456-000-9

328-296

国史概説

大森 金五郎/述

M43

ACB-0530



